

第2次宜野座村教育大綱

(令和8年度 ～ 令和12年度)

令和8年6月

宜 野 座 村

宜野座村教育大綱について

1. 教育大綱策定の趣旨

平成27年4月1日に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項の規定に基づき、宜野座村の実情に応じた、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、村長が総合教育会議において協議し、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

教育大綱（以下「大綱」という。）の策定にあたっては、「第6次宜野座村総合計画」（以下「計画」という。）が新たに策定されたことに伴い、教育に関する基本政策に基づき、村長と教育委員会で構成する「宜野座村総合教育会議」において協議を行ったうえで策定しました。

2. 大綱の期間

教育大綱の期間は、本村の計画（前期基本計画）との整合性を図る観点から令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

ただし、この期間において、教育文化分野を含む状況の変化や施策の進展状況などをふまえ、必要に応じて内容の見直しを行うことができるものとします。

基本政策

「子どもたちの笑顔があふれ 村民がいきいきと暮らす村づくり」

むらづくりの基本は“人づくり”です。地域が人を育て、人が地域を創造し発展させていきます。少子高齢化、人間関係の希薄化、高度情報化、国際化等が進展する現代において、未来の担い手である子どもを安心して産み育てられる子育て支援や、人間性豊かな子どもたちの就学前教育・学校教育を推進します。また、宜野座村の風土や地域文化との関わりのなかで誰もが生きがいをもって生き生きと暮らせるよう、生涯スポーツ・生涯学習を推進し、地域の伝統文化を継承するとともに、豊かな感性を育む文化活動の振興や多様な交流を推進し、「子どもたちの笑顔があふれ 村民がいきいきと暮らす村づくり」をめざします。

4つの柱

(1) 確かな学力と豊かな人間性の育成（教育振興）

確かな学力と豊かな人間性を育成し、地域や国際社会で活躍できる人材の輩出に努めます。また、0歳から18歳までの育ちを見守ります。

子どもたちの心身の健康と健全生活習慣を基盤とし、自ら学ぶ意欲を育て、学力（人間力）向上をめざします。心豊かな人間性を育むとともに、健康・体力づくりを促進し、

「知・徳・体」の調和のとれた子どもを育みます。加えて、教育内容や教育施設・設備、教育体制等の充実を図ります。さらに、学校運営への地域住民の参加や、本村の自然・伝統文化・地域福祉活動等の地域資源の積極的な活用により、ふるさと宜野座村への郷土愛を醸成し、魅力ある学校づくりを進めます。あわせて、高校・大学等の進学支援等の充実を図ります。

- ① 保こ小中高の連携強化と幼児期の学びの基盤づくり
- ② 多様な学びを支える教育体制の充実
- ③ 学校・家庭・地域が一体となった教育環境の整備
- ④ 学びの継続支援・キャリア教育の推進

※ 保こ：保育所・認定こども園の略称のこと。

(2) 誰もが学びや運動に親しみ、生きがいを持てる社会の実現（生涯学習・スポーツ）

年齢を問わず誰もが学びや運動に親しみ、生きがいを持てる社会の実現をめざします。

村民一人ひとりが生涯にわたり心身ともに健康で生きがいとゆとりを持って充実した生活が送れるよう、地域や関係機関との連携のもと、生涯スポーツや競技スポーツの活動を推進します。加えて、ふれあい交流センターを拠点に、各区公民館との連携による多様な学習機会の充実や学校機関と連携した図書館活動の推進を図り、村民自ら進んで学ぶ生涯学習社会の浸透に努めます。また、生涯スポーツや生涯学習で学んだ成果を地域等で発揮できる仕組みづくりに努めるとともに、活動施設の整備や適切な維持管理に取り組みます。

- ① スポーツ活動の促進
- ② 生涯学習活動の支援
- ③ 図書館機能の充実

(3) 村の誇りである伝統文化の継承（文化振興）

村の誇りである伝統文化を次世代に継承するとともに、観光資源としても発信できる体制を構築します。

村民が、地域への愛着や誇りを持てるよう、各地域の貴重な文化財や伝統文化を村民の共通財産として記録・保存し、次世代に継承するとともに、専門職や人材の確保による博物館施設の充実や地域の歴史文化資源を活かしたむらづくりを進めます。また、宜野座村文化センター（がらまんホール）を中心に村民が芸術・文化に親しむ機会の創出や自主的な文化活動を促進します。

- ① 伝統文化・芸能の担い手育成と継承基盤の確立
- ② 文化財保護と活用による地域資源の継承
- ③ 地域文化の普及啓発と住民意識の醸成

(4) 多文化共生社会で活躍できる人材の育成（国際交流）

村民が国際感覚を身につけ、多文化共生社会で活躍できる人材を育成します。

南米三カ国や米国ハワイ州への移民の歴史に基づく、海外ネットワークを活用した相互研修等の交流を推進するとともに、村内での受け入れ体制を確保し、国際社会に対応できる人材育成に努めます。

① 児童生徒の国際感覚の育成

② 国際交流の推進